

## 令和元年度 第2回 沼津市消費者教育推進地域協議会 議事録

### 【出席委員】

静岡大学教育学部 色川教授  
静岡県立沼津東高等学校 神田校長  
沼津市子ども会育成連絡協議会 大島氏  
沼津市消費生活サポーター 秋山氏、深見氏  
沼津市消費者協会 金崎会長  
沼津市商店街連盟 杉山理事((有)ワシントン靴店 代表取締役)  
沼津市自治会連合会 榊原会長  
沼津市民生委員児童委員協議会 桐澤会長  
静岡県弁護士会 渡邊弁護士  
学校教育課、生涯教育課、社会福祉課福祉企画室、長寿福祉課、障害福祉課、  
地域自治課 各職員

### 【事務局】

小早川主査、山口副主任

### 【配布資料】

- ・次第(席次表、委員名簿、協議会概要及び会議予定を添付)
- ・資料 1-1「令和元年度消費者教育の取り組みの実績について」
- ・資料 1-2「R1 事業一覧」
- ・資料 1-3「令和元年度事業取組状況 集計結果取組状況集計結果」
- ・資料 1-4「令和2年度消費者教育の取り組み方針について(案)」
- ・資料 2-1「アンケート調査対象」
- ・資料 2-2「消費者教育の実施」
- ・資料 2-3-1「計画上の目標との関連」
- ・資料 2-3-2「就学前(保育所・幼稚園・認定こども園)方法」
- ・資料 2-4「消費者教育推進上の課題について」
- ・資料 2-5「消費生活センターに期待する役割・機能」
- ・資料 2-6「教材(活用しやすい、効果がある)、教材のテーマ」
- ・資料 2-7「提供時期・理由」
- ・資料 2-8「知っている講座等と参加状況」
- ・資料 2-9「希望するテーマ」
- ・資料 2-10「実施・実施予定(成年年齢引き下げ)」
- ・資料 2-11「実施・実施予定(新学習指導要領)」
- ・資料 2-12「その他」
- ・資料 2-13「沼津市消費者教育推進計画(抜粋)」
- ・消費者教育に関する郁美状況等の調査(調査票) 一式

## 1 開会

## 2 会長挨拶

色川会長より一言挨拶

## 3 議事

### (1)令和元年度消費者教育推進計画事業計画と取り組みの実績報告・令和2年度取り組みについての検討

#### <事務局>

では事務局より、令和元年度消費者教育推進計画事業計画に関する取組の実績報告・令和2年度取組についての検討ということで説明をさせていただきます。資料は1-1「令和元年度消費者教育の取り組み方針について」が表紙になっている資料をご覧ください。

まず、「1 消費者教育推進上の各主体事業数」ですが、3枚めくっていただき資料1-2「事業一覧」をご覧ください。本年度につきましては、全63の事業を各主体から市内における消費者教育推進に関わる事業として報告を受けました。

庁内各部署においては、各事業について当初の目的に対しての達成度として評価を依頼したところ、多くの部署で目的を達成できたとの回答を得ることができました。

それら各事業を、重点目標ごとに分類・集計したものが、資料を表紙に戻っていただくと、「2消費者教育推進上の重点目標別の実施状況・達成度内訳について」にかかってきます。第1回協議会でもご説明しましたが、各事業は再掲を含み、重点目標ごとで事業数を計上しております。

各重点目標の内訳や評価の集計結果につきましては、資料1-3「沼津市消費者教育推進計画 令和元年度事業取組状況 集計結果」となっておりまして、そちらで確認いただくことができます。

本来なら、各事業についてご意見をいただきたいところですが、ご覧のとおり数も膨大であることから、ここからは事業実施状況を踏まえ、第1回協議会で今年度の重点取り組みとしてご説明しました、「3 令和元年度消費者教育における重点取り組みの振り返り」として、ご説明したいと思います。

まず(1)消費者市民社会をふまえた消費生活に関する情報集約についてご説明します。これについては、今年度も沼津市消費生活センターFacebook ページや啓発チラシ「たからっこ通信」、広報紙、庁舎1階市民課モニター等各種媒体を活用し、市民に対し情報発信を行いました。

Facebook では主に出前講座等の活動報告や国民生活センター、消費者庁が発信している消費者トラブルについての注意喚起、関係部署の活動紹介を行いました。

それに加え、啓発チラシ「たからっこ通信」や消費生活センターの紹介チラシを作成し、敬老行事や出前講座、二十歳の集い等で幅広くセンター周知を実施したほか、12月の消費者被害防止月間では、庁舎1階多目的ホールを活用し、センター周知・特殊詐欺

防止の掲示を1か月間行いました。

広報紙では3か月に1度「消費者トラブルにご注意」と題し、6月1日号では「不審電話に気をつけて」、9月15日号では「情報商材に御用心」12月1日号では「注文の時にはご注意ください」と、その折、消費生活センターで多く相談をお受けした事例について、市民のみなさまに対し注意喚起を行いました。3月15日号では「詐欺的サイトにご用心」「悪質な訪問販売にご注意を」として掲載を予定しています。

また、各公共施設内や静岡県労働金庫沼津支店、大手町商店街「さんさんホール」内で啓発リーフレット等を配架していただく等、委員のみなさまにもご協力いただきました。ありがとうございました。

情報の集約・発信については、特に発信はこうした各種媒体を複合的に使うことで、少しずつ市民のみなさまの意識にも浸透していくのではないかと考えておりますので、継続していきたいと考えております。

では続いて、(2) 高齢者見守りに向けた地域団体、地域包括支援センター等との連携強化についてご報告します。このことについては、まず年度当初、地域包括支援センター運営会議にて消費者被害の情報提供や出前講座の実施を依頼しました。

どちらも継続事業ですが、今年度につきましては情報提供が11件内容としては「市職員を騙る還付金名目の電話が来た」、「不用品をなんでも買い取るという電話を受けた」という不審電話や訪問購入等の情報提供が寄せられ、それらの情報は速やかに各地域包括支援センターへ情報提供したほか、今年度より生活安心課となったことで警察との情報共有も可能となり、特殊詐欺に関する情報も加えて提供したことで、被害防止や相談先としての消費生活センターの紹介につなげることが出来たのではないかと考えております。また、出前講座についても、本年度も昨年度同様に実施しました。申請主体は地域包括支援センターですが、対象はセンターに通う高齢者や見守る側の事業者、老人会と異なり、職員の方にお話を聞くと「センターで毎月企画を考える時に参考になる」と、気軽に相談・利用していただけるようになってきたのではと考えています。

見守りという事で地域の自治会・老人会、昨年度より社会福祉協議会からの出前講座の申し込みもいただくようになってきました。なお、出前講座の回数等の推移については資料を1枚めくっていただくと「参考：出前講座の実績・申請状況」もご参照ください。・加えて本年度も各自治会のみなさまには県作成啓発チラシの組回覧、民生委員のみなさまには一人暮らし高齢者の実態調査時の啓発チラシ配布にご協力をいただきました。ありがとうございました。

その他、今年度も長寿福祉課と連携し、高齢者向けの筋力パワーアップ教室でのミニ講話や敬老行事における啓発グッズの配布等を通じ、高齢者へ最新のトラブル情報や消費生活センターの周知を図ったほか、沼津市あんしん見守りネットワーク協力事業所へのセンター紹介及び高齢者見守りに対する協力要請を実施しました。実際、宅食サービス事業者の方から「何かチラシがあれば、宅配時に渡すことができる」と申しでもいただき、直接の声かけの機会も増えつつあります。

続いて(3)若年者に対する消費者教育の充実ということで、こちらにつきましては年度はじめ2～3ヶ月で消費生活センター及び出前講座の事業紹介・PRを行いました。

小中学校においては、校長会、PTA(家庭教育委員会)、放課後児童クラブ運営委員会へ出向き、高等学校、専門学校においては、各校へ個別連絡・訪問を行いました。

結果としましては、学校関係の出前講座は昨年度以上に実施することができました。昨年度の協議会の中でも、「単発の講座で終わるのではなく、継続していくことが重要」といったご意見もいただきましたが、多くの学校でリピートしていただき、また新たに利用申請もいただき、実績を積むことができたのでは考えております。

沼津市の場合には特に高校生に対しての講座を推進していくとしています。成年年齢引き下げの2022年4月1日が近づいていることもあってか、今年度は高校1年生や2年生に対しての講座依頼もあったことが特徴かと思えます。実際、「契約について」「成年年齢引き下げについて」「市内のトラブル事例紹介」といった要望が多くございました。

また、今年度は沼津市立沼津高等学校において家庭基礎の時間を2年生6クラス各1コマずつ頂戴し、講座を行うこともできました。授業の中での実施となると担当教員の方の授業の進め方や学習指導要領にも配慮する必要があるため、苦慮することもありましたが、早期に打ち合わせ、資料を事前に確認いただいたことで、大きなトラブルもなく終えることができたと思えます。

高等学校につきましては、次年度実施についても複数校から相談をいただいております。今後も各学校とのコミュニケーションを密にとっていきたいと考えています。

一方、実績で見ますと中学校は0回と、なかなか講座の実施には至っておりませんが、本市の啓発リーフレットを授業で使いたいとして、3つの中学校から資料提供を依頼されております。講座や資料提供等、様々な形で学校と連携がとれるよう、今後も取り組んでいきたいと考えています。

続いては(4)消費者教育の担い手育成、消費生活センターの周知ということで、今年度新たな取り組みとしては消費生活サポーター養成講座を8/27、9/3に開催しました。まずは初年度ということで、消費者トラブルやその防止について関心のある方の掘り起こしということで開催しましたが、定員60名に対し申込者が68名、終了後、本市からの情報の受け手、可能な範囲での周囲への周知等を願うサポーターとして34名の方に登録していただいております。

登録者に対しては、本市からのお知らせや消費者被害防止情報を随時発信するほか、12月13日(金)にサポーター会議として消費生活相談員によるトラブル事例の紹介、意見交換を実施しました。センターへの周知をさらにすべきといった意見や、ご本人が遭ったトラブルについてお話をしてくれる方もおり、ざっくばらんな場として交流も深められたと思えます。

実際、サポーターからの情報提供により、関係団体への情報発信や啓発チラシを作成する、出前講座の開催等つながったことで形となったものもあり、当然ですが消費者トラブルは現場で起きていることを考えますと、一人でも多くの関心のある市民の方とつながることはセンターとしても大きな意義をもつと考えております。

養成講座や会議につきましては、次年度も継続して企画していきたいと考えています。

また、生活安心課となったことで警察とのパイプができたことから、消費生活展において協力してのブース展示や防犯・交通安全の啓発を目的とした警察音楽隊によるステージイベントを実施する等、毎年約 2 万人の来場者がくる本イベントにおいて、多くの方に啓発活動が出来たのではないかと考えております。

継続しているものという点では、沼津市新規採用職員研修において、消費生活出前講座を実施。見守り強化に努めたほか、沼津駅周辺での街頭キャンペーンで県・警察・市立高校生徒等と連携しての啓発活動の実施、くらしのセミナー等を通じ、市民に対しセンターの周知を図りました。

今年度は出前講座等をはじめ、多くの市民の方に対しセンター周知を行えたのではないかとと思いますが、それでもはじめは「消費生活センターを知らない」「聞いたことはあるけど詳しくは知らない」といった方が多いのも現実だと思えます。今後も積極的な周知が必要だと思えます。

そして今年度の実績などを踏まえ、次年度の方針として取組みを記載したものが資料 1—4 になります。大きく【計画策定】と【計画推進】となります。

次年度は大きなものとして次期計画の策定が入り、滞りなく策定作業を進めていくことを優先して考えていきたいと思えます。この後の議事でも協議いただきますが、委員の皆様には策定に伴いご意見をいただく等、ご協力をお願いいたします。

計画の推進につきましては、ベースは本年度と同様で考えております。

「1. 消費者市民社会をふまえた消費生活に関する情報集約・発信」では次期計画策定に伴う、各事業との関係整理や各種媒体を活用しての継続的な情報発信と、各主体により実施している事業紹介等を強化していきたいと考えております。

また、市 HP における消費生活センターのページの活用が主にセミナー等の情報更新に留まっている現状を鑑み、例えば相談事例や防止策の紹介を含めた、消費生活センター HP の充実・アーカイブ化というものに取り組んでいきたいと考えています。

「2. 高齢者見守りに向けた地域団体、地域包括支援センター、消費生活サポーター等との連携強化」につきましては、特にこの数年で地域包括支援センターや社会福祉協議会、自治会、サポーターとつながることができた組織も増えたことから、さらなる連携や情報提供に努めていきたいと考えています。

「3. 若年者に対する消費者教育の充実」につきましても同様で、市内学校に対する消費生活センターの事業周知は継続し、特に高等学校や専門学校とは良い関係を築いていけるよう、継続した講座実施や資料提供等の連携ができるよう働きかけていきたいと考えております。

今年度は若年者におけるマルチ商法等、被害拡大の恐れのある相談というものはございませんでしたが、伝えるべき情報を速やかに伝えることができるよう、常日ごろから取り組んでいきたいと考えております。

「4. 消費者教育の担い手育成、消費生活センターの周知」につきましては、消費生活サポーター養成講座を継続するとともに、地域の消費者教育・見守りの担い手の養成や情報共有を主とした相互連携を図ることで消費者被害の未然防止や相談者を速やかに消費生活センターに案内する仕組みを構築していきたいと考えております。

実際、今年度もサポーターの方からご紹介いただきセンターに相談された方もいらっしゃることから、そうした情報も今後はサポーター間で共有することも配慮したいと考えています。

センターの周知・認知度向上は計画の中の成果指標にも含まれていることから、各種媒体を活用し情報発信に務めたいと思います。アイデア等もいただければと思いますので、協議会の場だけでなく、委員のみなさまからも気軽にご意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

#### <色川会長>

ありがとうございました。それでは報告に対し、なにか、質問かご意見等あればお願いします。簡単なことでも結構です。

#### <神田委員>

沼津市立高校に授業で入られて、回数もたくさん時間もお使いになって、本当に素晴らしい取り組みをされたと思っていますのですけれど、正直、大変ではなかったかなと。

一方、もし可能であるならば、このような高等学校で、実際に家庭科の先生が基本教えるのですけれども、現にこのように困った事例をよくご存じの方が授業の一部をもってくださることによって、生徒は「なるほどな」といった感覚が深まるなど考えています。

可能であれば授業の一部でこのように今後も取り組んでいただけると。

学校としても希望を出したり、事前の打ち合わせをしたりで大変だと思うのですが、そこまで広げていくことも出来ないのだろうなという思いもあって、感想を教えてください。

#### <事務局>

今年度は高等学校への取り組み、出前講座の実施を行ってきたのですが、確かに授業の中でお話するのはなかなか難しかったというのが正直な感想です。学習指導要領との兼ね合いもありますし、先生方は授業の進め方も違いますので、その中でどのようにお話を1コマの中でしていくのか、次の授業へもつながるように、先生方に過度な負担がかからないようにという点については、慎重に事前の打ち合わせを行いました。

ただ、先生方からいただいた意見としては、知識としての消費生活センターであったり、クーリング・オフであったりは教科書を通して伝えられるけれども、トラブルの事例等について、実際に受けている人からお話してもらえるのは大きな意味があるのではないかと、好意的に考えていただけている様ですので、神田委員のおっしゃる通り、授業をはじめ、様々な場でお話させていただければと思いますし、許可をいただいた学校様には生徒のみなさまにもアンケートも実施させていただいているのですが、内容を見ますと「消費生活センターの名前しか知らなかったけれど、役割も理解することができた」「クーリング・オフについて改めて考えるきっかけになった」「トラブルについて、市内でも起きていることを初めて知った」といった意見もいただき、そのような点で、消費生活センターが出前講座を実施する意義があるのかなと考えておりますので、今後も継続していきたいと考えております。

<色川会長>

来年度以降も、市立高校については継続していただけたらいいですか？

<事務局>

終了後、教科担当の教員の方のお話の中では、来年度も授業スケジュールの中でうまく入れ込めそうなら、またやってみたいと言っていたので、今後も連絡を取り合っ、実現していきたいと考えております。

<色川会長>

神田委員がおっしゃっていたところで、恐らく、あまり数が増えてしまうと対応が難しくなるのではというのもある、ここで一生懸命取り組んでいただいて、内容を深めていくのも大切なのですけれども、どこまで広げることができるのかということも、想定していかなければいけないのかなと、話を伺って思いました。

<事務局>

今年度は内部事情で申し訳ないのですが、通常相談員が2名いるところが1名欠員という状態で、職員2名の計3名で講座を実施していました。そうしますと、本年度実施予定の59回、約60回というのは、実施している担当者の感覚としては限度いっぱいであったかなとも感じています。ですが、今後欠員がなくなり、これまでの資料の蓄積もありますので、スケジュール管理をしっかりと行えることができれば、高等学校関係は今後も対応可能ではないかと考えております。

例えば全ての学校を家庭科の授業でということになると数百回となってしまうので難しいため、どこかで上限を考える必要はあるのかなと思いますが、現時点では、希望で多いのは学年集会やLHR、一度で大勢の生徒のみなさんに対してお話するというものが多いため、その形式であれば市内の高等学校・専門学校全校、例えば1学年ずつといったことは可能だと考えています。

<色川会長>

このお話を伺ったのが、高等学校以上だと、静岡県が出てくるところもあると思います。県立高校も多いので。そうすると、県とのすみ分けも考えていく必要があるのかなと思います。例えば市側がここまでの範囲は対応しますので、その他の部分は県で対応してくださいといった分担もあり得るかなと思いますので、考えていただくと良いと思います。

<神田委員>

そのことで報告になりますが、年明け1月、県民生活課より来年度の県立高校における出前講座、対象は生徒や保護者ということだったので、それを希望するか否かのアンケート調査がありました。回答にあたり、私は市の消費者教育についても知っていたため、「沼津市では地区校長会に資料と共に『こういったことが出来ます』と言ってきています」と伝えたところ、県の立場で言うと「各市町によって実施状況が様々」と。中でも「沼津市は進んでいると認識しています」というお答えでした。

アンケートの中を見ると来年度実施しない理由を書くような欄もあり、少し答えづらい形でした。しかし地域における、例えば沼津市の取り組みは承知しておいてくださいねと発言したのですが、静岡県も当然実施しようとしているということだけでも、県立高校一律にというのは、地域性もあってなかなか難しいところもあるのだろうなど。それを考えると沼津市の様に取り組んでいただくと地域の県立高校としてはありがたいと考えています。

<色川会長>

ありがとうございます。いかがですか、そのあたりについては。

<事務局>

実はとてもタイムリーなお話でして、静岡県の方で県立高校に対して一斉に来年度の出前講座実施についてのアンケート調査を昨年末から本年明け 1 月にかけて実施したということ、我々各市町は実施後に結果の報告を受けまして、その際意見として述べさせていただいたのが「沼津市の場合は公立高校の地区校長会でも顔を出させてもらってお話もさせてもらっている」「私立高校含め、すべての学校に対して働きかけを行っている」ことを伝え、また現場の話としても、そのアンケートについて沼津工業高等学校様での出前講座実施後、教えてもらったことや、県と市が別々に取り組んでいることをご存じない学校様も多いことを伝えました。

現在、静岡県との話としては各学校へヒアリングを行い、どのような内容を希望するかを確認し、例えば沼津市ではこれまでも消費者トラブル防止や事例紹介といった生の情報をお伝え出来ますという話をさせてもらっているのです、そういった希望については沼津市で継続実施させてくれないかとお話しています。一方、県は SDGs やエシカル消費について強みを持っているので、そちらを希望であるならば県が実施していただくといった形で、今後は市と県で連携して講座を展開、情報共有した方が良いのでは提案しています。互いに講座の実績を取り合うといったことは本末転倒だと思いますので、今後の取り組みについてしっかり話し合いたいと考えています。

<色川会長>

お互いに実施するのは良いのですが、結果的には二重行政になってしまうので、沼津市ならではの取り組みが県の取り組みとつながると良いなと思います。

<事務局>

消費者教育という事で考えますと、生徒のみなさまに有益な情報を提供したり、講座を展開したりするといったことが重要だと考えますので、沼津市の場合は静岡県東部県民生活センターもあり、二重で動いているところもありますので、しっかりと連携をとっていくことが消費者教育全体の推進につながるのではないかというお話は、先日担当者ともさせていただきました。



<色川会長>

今回のお話は、県の方が先に各市町に伝えるべきであったと思いますが、今後も頑張っていたいただければと思います。

小学校の実績の中に、放課後児童クラブが入っているという理解で良いですか？

<事務局>

報告しました 22 回については、全て放課後児童クラブになります。

小学校につきましては、毎年度、啓発リーフレットや出前講座の案を校長会においてご案内していますが、実際、現在希望としていただくのは夏休み時期の放課後児童クラブにおいて「生活のこと」「お小遣いの使い方」といったことが多いです。

<色川会長>

高等学校と異なり、小中学校は市が実施していく形なので、県も乗り出してこないところだと思います。資料提供でも良いと思いますが、小中学校の方がやりやすい面もあるのかもしれませんが。そのあたりは色々な取り組みをしてもらえると良いかなと思います。

<大島委員>

今のお話についてですが、私、小学生～高校生の子どもがいます。小学校の開催は放課後児童クラブと伺っているのですが、やはり通っている子と通っていない子がおり、例えば全校集会で話すというのも子どもたちが集まっているので良いのかなと。

学校の年度計画は 1 月に問い合わせるとまさに現在考えており、先日案が決まったと。この時期が学校の来年度の年間計画を決めていることを考えると、授業で組み込むのは難しいのかとも考えますので、節目の終業式のように休みに入る前に説明や案内、資料を配布すれば子どもたちもインパクトがあるのではないかと思いますし、資料を持って帰ってくると、親も「専門家がこうしているよ」と伝えられると思いますし、親や教師ではなく専門家から話があると、子どもたちが納得するところもあります。

先日、中学生の子どもの説明会に伺ったところ、そこで警察の方がいらして、携帯電話の使い方を説明されたのですけれども、やはり専門の方がお話するとインパクトがあり、一緒に聞いていると「警察の方もこう言っているよ」と説得力があります。

ですので、みんなが集まることのできる場で、少しでも良いのですが専門の方が話をしてくださると、親の立場でも子どもたちに対し説明がしやすくなるので、そういったタイミングで声かけをしていただけるとありがたいと思います。

<事務局>

ご意見ありがとうございます。放課後児童クラブでも実施しておりますと、その後の先生方からのアンケートでも「親御さんから、こんなことを習ったと子どもから報告を受けたという連絡があった」というものもあり、生徒みなさんだけでなく両親や友人へ伝わっていくことも見受けられます。

これまで、終業式といったタイミングでのお声かけ等はしたことがなかったため、ご意見を参考にし、考えていきたいと思っています。

<色川会長>

ありがとうございました。他はいかがでしょうか？

(発言無し)

それでは、続いて議事(2)第2次沼津市消費者教育推進計画策定に向けて(学校等アンケート調査結果報告、市民意識調査の設問設定等)について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

第2次沼津市消費者教育推進計画策定に向けて、学校等へのアンケート調査を実施しましたので、最初にその結果について簡単にご報告します。

資料2-1をご覧ください。今回のアンケート調査は、前回協議会でご意見を頂きました地域包括支援センターや、社会福祉協議会、特別支援学校を追加して、計 122 カ所に調査依頼をしました。有効な回答は 100 カ所から頂きまして、有効回答率 81.96% となり、前回の 80.7% を上回るご協力を頂きました。

次に設問の結果ですが、資料2-2をご覧ください。消費者教育の実施につきましては、教科名や学年の次に記載している数字が、該当数となっております。該当数の多いものから記載してあります。小・中学校では、高学年の家庭科や社会科の授業、高等学校では、1年生の家庭科や社会科の授業において実施していることが多い状況です。また、実施時間は小・中学校では年間 4 時間程度、高等学校では 1 時間程度が多くなっており、授業において教科書以外に使用した教材は、高等学校にいくほど多くなっており、DVD やパンフレット、インターネットの活用などが見られます。また、外部講師の活用は低い状況にあります。裏面にいきまして、特別支援学校におきましては、家庭科や社会科、国語、算数などにおいて、DVD や買い物ゲームなどを実施しております。地域包括支援センターや社会福祉協議会では、カフェやサロン等で出前講座を活用していただいているケースが多い状況です。

次に資料2-3-1をご覧ください。こちらは各学校等で、授業等を通じて目指す内容に該当すると考えられる目標に対する回答結果です。保育所など未就学施設では、「身の回りのものを大切にしよう」「モノを丁寧に扱おう」「約束やきまりを守ろう」について、多くの施設でテーマとして教育が行われています。高校生期の「自分や社会にとって、よりよいモノは何か考えよう」を見ますと0になっていますが、例えば部活でスパイクやラケットを購入する際に、価格や性能、材質を考慮することや、大切に使うことはしていると思いますので、目指す内容という質問だと該当しなくなってしまうますが、目標に対する環境にないということとは違うと考えます。小学生期の「普段から、あわてないで行動しよう」も、同様のことが言えると考えます。

資料2-3-2は、保育所・幼稚園・認定こども園において、実際に行われている消費者教育の方法と、対象目標番号を一覧にしたものです。例えば左上にあります「お店屋さんごっこ」は、右横に1~6と8, 9と数字が入っていますが、その数字は資料3-1の左から3列目の数字に対応しており、1の「おつかいや買い物に関心を持とう」から6の「くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気付こう」および、8「約束やきまりを守ろう」9「欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することを覚えよう」という目標を目指

した取り組みとなります。

資料2-4では消費者教育推進上の課題についての調査結果です。未就学児におきましては、年齢が低く伝え方が難しい、保護者との連携が難しい、教材やプログラムの情報が不足している、小・中・高校では、時間の確保が難しいという回答が多く、その他の自由記載欄では、教育課程はいっぱいであり、これ以上の時間を割くことができない、などの回答がありました。

続きまして、資料2-5をご覧ください。消費生活センターに期待する役割・機能についての回答です。教材や教育プログラム、情報の提供や、講師の派遣などが多く求められています。

次に資料2-6をご覧ください。活用しやすい、効果があると考えられる教材と、教材を受けるとすればどのテーマを希望するかについての回答です。教材は、どの世代もDVDなどの映像教材が一番多くなっており、テーマについては、世代によってばらつきはありますが、全体としては社会通念上の許される限度を超えて不当な利益を得る事業者の販売行為である「悪質商法」や、「携帯電話・スマートフォン・インターネット」に関するテーマが多くなっています。

教材の提供時期については、資料2-7になります。4月が多くなっておりませんが、学校や学年によってまちまちです。早め早めに調整を行っていく必要があると思います。

次に資料2-8です。消費生活センターが行っている講座等を知っているか、参加したことがあるかの調査ですが、今月9日に開催しました消費生活展は、約2万人の入場者があったところですが、消費生活展も含め、その他の講座等につきましても、リピーターは多いように感じますが、認知度はまだまだ低い状況にあります。

資料2-9は消費者教育に関する教職員向けに講座を開催するとした場合の希望テーマを伺っております。スマホやキャッシュレス関係が比較的多くありますが、小学校では、「消費者教育とは何か」や「危険な消費行動」など、包括的な内容も見られます。

次は資料2-10です。改正民法の施行により2022年4月1日から成年年齢が引き下げられますが、それに向けた取り組みについてですが、小学校ではまだまだ少ないですが、高校生では授業で取り上げている所が多く見られます。

資料2-11は小学校では2020年度、中学校は2021年度、高等学校では2022年度から、新学習指導要領が全面実施されるにあたっての取り組みですが、来年度より実施される小学生においては、年齢が低いほど意識付けの要素が強くなってくると思いますので、授業内容等についてそこまで大きな変更を考えると所は少ないように見受けられます。

資料2-12はその他、質問や要望など自由に記入していただきました。消費者教育についての消費生活センターへの要望や、各施設での取り組みや思い、ご苦労などがあります。

これらの基礎データを精査し、消費者教育推進計画に反映させていくとともに、消費生活センターの今後の取り組みへの参考とさせていただきます。以上で、学校等へのアンケート調査についてご報告とさせていただきます。

次に、市民意識調査についてですが、資料2-13をご覧ください。消費者教育推進計画の抜粋です。変更点としましては、平成29年度より、(選挙権のある年齢に合わせて)

調査対象が20歳から18歳に下がったことから、今回の調査は、沼津市在住の18歳以上の市民を2,100人無作為抽出し、令和2年6月から7月頃にかけて、調査をする予定です。調査内容につきましては、前回の協議会で会長からもご指摘がありましたとおり、前回との比較の観点から質問内容は極力変更せずに実施したいと考えております。質問としましては、「消費生活センターの業務内容について知っていますか」や「商品やサービスに関する表示や説明をよく理解した上で、選択することを心掛けているか」など全12問です。

以上で説明を終わりとします。

<色川会長>

ありがとうございました。それでは内容についてご意見やご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

最後の意識調査の結果を見ると、あまり良くない結果と思いましたが、いかがでしょう。

<事務局>

回収率52.5%と低いのですが、問題を極力簡易にすることで、回収率もあがる傾向にあるようです。当時から内容は簡単にしていく傾向にあると伺っています。

<色川会長>

あまり消費者教育の効果がないですね。例えば設問を間違えてしまう。通信販売やインターネットで買い物した商品は、クーリング・オフの対象外であることを知っている市民の割合(21.3%)は計画の成果指標にも入っていますけれども。

以前と比べてどうであったか、結果がわかると良いですね。この設問は前回の調査ではありませんでしたか。

<事務局>

添付した資料は前回の調査結果になります。

<色川会長>

では、今回も同様に行い、これらの結果がどれくらい変わるかという理解で良いですか。

<事務局>

はい。

<色川会長>

わかりました。

なかなか、こういった大規模な調査だと良い結果が出にくく、こちらの思ったような効果が見られないということもあるのですが、恐らく、以前よりは良くなっているのではないかと期待しています。

その他いかがでしょうか。

気になる点として、資料2-1において、学校を調べられているのは良いのですが、家庭科で何時間とか社会科で何時間といったデータはありませんか。それぞれの講師で。

<事務局>

資料2-2をご覧くださいますと、回答の書き方としまして、突合した形で回答いただいたものもある一方、そうでないものもありますので、正確に総合的なデータというのは難しくなっています。

<色川会長>

教科ごとに時間数が異なることが考えられ、他の地方の調査ですと家庭科の方が時間も長く、社会科が少しということも多いので、今回は仕方ないですが。

<事務局>

複数の教科で実施している場合は、分けて書いていただいているところとまとめて書いていただいているところがありまして、一教科だけでのところが比較的多いものですから、傾向としては把握できるかと思います。

<色川会長>

わかりました。

資料2-2を見て驚いたのが、高等学校で副教材を使用した学校が8校ある中で、社会への扉を使用している学校が3校しかないということです。県が盛んにこれを使うように働きかけているのですが、3校なのだなと。

ビデオ・DVDの内容はわかりませんよね。

<事務局>

内容までは把握していません。

<色川会長>

その他、何かご意見やご質問はございますか。感想でも結構です。

小中学校で出前講座を実施してほしいという結果も少し出ていますが、例えばその中でスマートフォンや携帯電話の話をしてほしいというものもありますが、沼津市の場合は消費生活センターではなく、他の部署が担当することになるのですか。

<事務局>

スマートフォンがきっかけとなった消費者トラブルについては消費生活センターが対応させていただくことになると思います。

スマートフォンの使い方教室という、もう少し広い範囲になるのかと思います。

<色川会長>

そうすると情報モラルの話も出てくるのかなと。結構、現場は欲しがる情報かなと思

ます。

キャッシュレスについて出前講座で実施したことはありますか。

#### <事務局>

今年度実際に、要望の中でキャッシュレス関係も触れてほしいというのがありまして、メリット・デメリットや使い方の注意点等についてはお話しています。その中でクレジットカードの使い方、使いすぎについての注意喚起等は教員の方からご要望いただき、講座の中で取り入れたところですよ。

#### <色川会長>

実はかなり勉強が必要なところで、恐らく学校の先生方がお願いしたいところは、自分たちがなかなかついていけないので、現実にあわせて知識を伝えてほしいというところが出てくるかと思えます。そのあたりは、勉強する機会とかはありますか。

#### <事務局>

今年度の講座について振り返りますと、一般論のような形になってしまったかと思えます。国民生活センターの研修にもキャッシュレスがキーワードになるものもございますので、今後、研修にも参加していくことで消費生活センターの地力も上げていき、啓発につなげていければと考えています。

トラブル事例については日ごろの相談事例もございますので、それらを紹介し注意喚起を行っているところでありますが、そういった学びの機会を逃さず取り組めればと考えています。

#### <色川会長>

予算もかかる話ですが、ぜひ研修にも参加していただければと思います。

#### <神田委員>

感想になってしましますが、アンケートの中にも、高等学校のコメントにあったかと思えますが、高校生16歳以上の段階と小中学校期までの消費行動における認識・意識というのは、同一ではありえない、完全に分化している。

それは当然、各家庭の経済的な観念を背景にしていて、とにかく借金はしない、現金で支払うということを生徒に指導しているという家庭や、自分で勝手に電子マネーをどんどん使いこなしていますという家庭、両極端となっているのが現状だと思います。

そのため、どこからスタートするのか、言うことはできても実施するのが難しい状況もあると正直思っています。教員が勉強しなくてはならないのは当然ですが、そもそもついていけないという実態は既に生じていることを鑑み、どのように考えていけば良いのかということが私自身の課題としてあります。

そのようなことに対し、どのように考えていけば良いのでしょうか。現実、キャッシュもなくなると思えますので、それについてどう考えていくべきかということが課題かと思えます。

#### <事務局>

消費生活というのは日常すべて、生活に関与していることから、その生活形態や家庭等によって異なりますので、一律にお話するのは難しいかと思えます。

そこから考えますと、まずは基本のところから取り組むことになるのかと考えます。高い水準で使いこなしている方をメインにしてしまうと、使われていない方が理解できない状況になってしまいますし、一般的な水準の方に対してトラブル防止のための事前のレクチャーというところから始めていくのかと考えます。

#### <色川委員>

それはそうですけれども、それについては私も日ごろ心掛けているところですが、やはり教える方は全てを知らないと教えられません。全てを知っているからこそわかりやすくできる面もあります。

だから大変なのですけれどもね。自分が使うかどうかはともかく。そのあたりを理解していただけると良いかと思えます。

#### <事務局>

消費生活センターでは年に何度か国民生活センターにおいて専門相談員や行政職員向けに、タイトルに特化した形で研修を受けてくるものですから、例えば出前講座において、そこで得た知識を教員向けにお伝えするという形もとれると思えます。

#### <色川会長>

国民生活センターも消費者教育関係の研修もあったと思えますので、随時、利用していただければと思います。

他はいかがでしょうか。

#### <大島委員>

感想になるのですが、結果を読んでいると、みなさん課題というのが「時間がない」というのが授業やカリキュラムの関係で取り組む時間がないということばかりが載っているのですが、大事な内容だと思うので、今のお話の様にわかっていないと説明ができないということもありますし、たくさん話を聞いても子どもたちはなかなか理解ができないので、わかりやすい、パッと目で見てインパクトに残る教材というか資料というか、各年代に応じたものになると思えますが、目で見てインパクトに残れば、低年齢でも難しい話を聞いたり、時間をかけたりしなくても本当にヤバイ事例、良くない事例を聞くことや、こうした取組があるよということがわかりやすいものがあると、こうした教育も進んでいくのかなと思いました。

時間がないという対策としては、秒でわかるものがあれば良いなと思いました。

#### <色川委員>

補足しますと、時間がないというのは、実際、先生方は学習指導要領に書かれている内容は実施しているはずなので、授業の中では消費者教育は行っているはずで。

時間がないというのはそれ以外で、例えば外から講師を呼んでやる時間がないという

ころかなど。ただ、問題として、実施されている内容がどうなのかという問題もちろんあるのですが、その問題は別として。

時間がないというのはよくおっしゃいます。お忙しいのは重々承知なので。そこについては学校のニーズに応えるという形で。資料提供というのもその1つかなと思います。先生方が教材を作るための参考になるものを提供することで、直接、出前講座を行わなくても役に立っているという理解だと思えます。そのあたりはわかっていらっしゃると思いますので、よろしくお願いします。

その他いかがでしょうか。

<榊原委員>

全体の中で、私、自治会の方から出ておりますので、サポーター制度に関心があります。現在、昨年2回実施されて、68名受講し34名が登録したと。定員が60名ということですか。

<事務局>

60名は講座実施の際の会場の収容人数で、登録者が60名までということではありません。今回は収容人数の関係で定員を設けましたが、来年度も実施予定ですので、もしそこで30名、40名と登録者が出ましたら、その分こちらとしては情報発信もさせていただこうかと考えています。

<榊原委員>

情報発信をする上で、地域に偏りがなく、各地域にサポーターがいることが理想だと思います。その中で自治会と連携し、みなさんに情報を流すことができれば良いと思うのですが、なかなか難しいでしょうか。バランスよく市内にサポーターがいれば、周知もできるような気がします。難しいとは思いますが、そうしていかなければ市民に伝わらないかなと思います。学校の方は生徒に市内バランスよく教育が行くと思いますが、一般市民はそうした取り組みが必要で、サポーターとして教育を受けた方が自治会と連携して、会合の中で情報を流すなどできれば良いと思います。

<事務局>

今回は市民に対して公募という形で、地区については考えず、まずは関心のある方を集めるという形でしたが、おっしゃる通り、最終的には市内各所にサポーターの方がいれば、我々も同じ情報を広く発信でき、それが理想だと思います。

実現のために効果的な方法というのもお答えは難しいのですが。

<榊原委員>

登録者の中にも様々な立場の方がおり、その中でうまく教育を受けた方、説明できる方というのがいれば良いなと思います。



<色川委員>

確かにおっしゃる通りだと思います。

<榊原委員>

難しいかもしれませんが、それに向かって実施するのが良いかと思います。

<色川委員>

この事業は毎年実施予定ですか？

<事務局>

来年度も同様に実施予定です。また、登録者に対しては別途学びの機会や情報発信を継続していきたいと考えています。その結果、市内全体を網羅していけるようになれば理想という思いでは実施しています。

<榊原委員>

登録者に対して、報酬は出ていますか？

<事務局>

報酬は出ていません。

<榊原委員>

今はなかなか、一般の方だとガソリン代くらいでないとやらない方もいますので。有償ボランティアの形にした方が、人も集まるかと思います。

<色川委員>

そのあたりは念頭に置いていただいて。実績をあげていくと予算も取りやすくなると思いますので、ぜひ頑張ってください。

その他はいかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、そろそろお時間ですので議事を締めさせていただきます。

ありがとうございました。

<事務局>

色川会長ありがとうございました。本日いただいたご意見は、次年度の取組に反映させるとともに、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

最後に事務局からは2点、事務連絡をさせていただきます。1点目は、本日まで出席いただきました委員の方には、委員報酬として、3,900円から所得税を引かせていただいた3,781円を後日口座に振り込ませていただきますのでご了承ください。

2点目は、お預かりした駐車券につきましては、減免処理をし、入口横の机にてご用意しておりますので、忘れない様にお気をつけください。

本日はみなさま、忌憚のないご意見をいただきありがとうございます。  
次年度以降も計画の策定や推進状況についてご意見を伺うことになるかとおもいますが、今後ともご協力をお願いいたします。

本日はお疲れ様でした。